

「介護予防通所介護」 重要事項説明書

◇◆目次◆◇

1.	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
4.	サービス利用に当たっての留意事項・・・・・・・・	5
5.	衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.	非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.	緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8.	事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9.	守秘義務に関する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10.	ご利用者の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11.	身体拘束の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
12.	虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
13.	業務継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
14.	苦情相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
15.	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会

真庭市社協通所介護湯原事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岡山県真庭市久世2928番地
(3) 代表者氏名 会長 三船昌行
(4) 設立年月日 平成17年4月1日
(5) 電話番号 (0867) 42-1005

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定第一号通所事業所
平成18年4月1日指定【事業所番号 第3373400971号】
(2) 事業所の名称 真庭市社協通所介護湯原事業所
(3) 事業所の所在地 真庭市下湯原47
(4) 電話番号 (0867) 62-7111
(5) FAX番号 (0867) 62-3181
(6) 管理者氏名 押目和枝
(7) 事業の目的と運営方針

適正な通所介護を提供することにより状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

業者は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- (8) サービス提供地域 真庭市

- (9) 事業所の従業者体制

職 種	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1		1
生活相談員	生活相談及び指導	1	2	3
看護職員	心身の健康管理、機能のチェック及び指導、衛生管理	0	3	3
介護職員	介護業務	1	2	3
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	身体機能の向上・健康維持のための指導	0	3	3

(10) 定員及び営業時間帯

定員 15名
営業日 祝日法に定める休日を除く月曜日から土曜日
(12月29日から1月3日を除く)
営業時間 10:00～15:30

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担しいただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

介護保険対象のサービス料金については、介護保険負担割合証に記載された割合にてお支払いいただきます。

〈サービスの概要〉

- ① 送迎 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmごと30円
- ② 食事 栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ③ 健康状態の確認
血圧、体温等の健康チェックを行います。
- ④ アクティビティ活動
軽易なゲーム、リハビリ体操、レクリエーション等を行い、活動時間の増加を目指します。
適度な運動を行い、身体機能等の低下予防を目指します。
- ⑤ 入浴介助 見守り直接介助により、入浴又は清拭等を行います。
- ⑥ 生活相談 関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。
- ⑦ 排泄介助 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体機能を最大限活かした援助を行います。
- ⑧ その他 サービスを提供した際には、あらかじめ定めた書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。また記録は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

〈サービス利用料金（1ヶ月につき）負担割合が1割の場合〉

介護給付によるサービス利用料金については、下記に定める額をお支払いください。

	事業対象者 要支援1	要支援2
基本サービス	1,798円	3,621円
サービス提供体制加算（Ⅱ） （介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上）	72円	144円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（通所介護：9.0%）を 乗じた単位数を算定）	168円	339円

介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担になります。

〈サービスの概要と料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費や調理にかかる費用です。

1食あたり 620円

おやつ代 80円

③おむつ代 実費

④日常生活費 実費

⑤複写物 1枚につき 30円

□利用料のお支払い方法

料金・費用は、次のとおりお支払いください。

1月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし 〔ご利用できる金融機関〕	イ. 現金支払い 真庭市社会福祉協議会各事業所
・中国銀行	
・JA晴れの国岡山	ウ. 振り込み
・ゆうちょ銀行	手数料は利用者負担

□利用の中止、変更、追加

・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し

出てください。

・月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ必要に応じて変更することがあります。

・ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助を行います。

・月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算を行います。

一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合。

二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合。

三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。

・月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単位に基づいて利用料を計算します。

・サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

4. サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

(2) ご利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

(3) 事業所内の金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

(4) 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

(5) お弁当の持ち込みはご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

5. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する設備、コップその他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年2回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業員に対し感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を

実施します。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. ご利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

1 3. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で受け付けます。

真庭市社協 通所介護湯原事業所	所在地	岡山県真庭市下湯原47番地
	電話番号	(0867) 62-7111
	F A X	(0867) 62-3181
	受付時間	平日8:30~17:15
	苦情受付	管理者 押目 和枝

※ご意見箱(苦情受付)を真庭市社会福祉協議会湯原支所(湯原保健福祉センター)玄関に設置しています。

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

真庭市役所高齢者支援課	所在地	岡山県真庭市久世2927-2
	電話番号	(0867) 42-1074
	F A X	(0867) 42-1390
	受付時間	平日8:30~17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	(086) 223-8811
	F A X	(086) 223-9109
	受付時間	平日9:00~17:00

1 5. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を勘案して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定第一号通所事業サービスの開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

真庭市社協通所介護湯原事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面を受け取り、これに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定第一号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

個人情報使用同意書

①使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、利用者のための通所介護サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や他事業所との連絡調整等において必要な場合使用する。

②使用条件

個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておく。

以上のことを条件に個人情報を使用することに同意します。

また、家族の情報についても必要時には情報提供を行うことに同意します。

<利用者>

住所 岡山県真庭市

氏名

印

<利用者代理人>

住所

氏名

印（続柄 ）

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。